

おせっかいな

# 傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟

No. 7  
2017年12月

2017年12月5日(火) 札幌地方裁判所で原発事故損害賠償・北海道訴訟第18回口頭弁論が行われ、天候が悪い中、約50名の方が傍聴に来られました。この日、裁判で読み上げられた原告の主張は、「避難の合理性」と「リスク認知の仕組み」についてでした。このふたつは、事故により避難をしたこと、特に、避難指示区域外からの避難(自主的避難)の正当性を訴えるものでした。

## ■避難の合理性(因果関係論)

国は、放射線が健康に及ぼす不安について、その不安感がどんなに大きくても、不安の根拠が科学的・合理的根拠に欠けていたら認めることができない、と主張しています。原告も被告も、科学的・合理的根拠について、学者や専門家※1の研究論文や意見を証拠として提出しています。「誰の話を正しいと信じ、選ぶか」で全く違う結果になる、ということです。でも、裁判所は、真偽を証明する明らかな証拠でもない限り、誰が正しくて、誰が間違えなのかを結論付けることはできません。なので、その真偽ではなく、そういったたくさんの情報がある中で不安を抱き、命を守るために選択した結果が避難であることの正当性を認めるかどうか、になるのでしょう。そして、それを認めたのが前橋地裁の判決です。



そして、前橋、千葉、福島での判決すべてで、年間20mSvを下回る低線量被ばくにより、いつか自分や家族が健康被害を受けるのではないかと不安に感じることの合理性を認める判決を出しています。これは、現在、国が避難を認める基準値を年間20mSvに定めていることに対しても、厳しい判決になると思います。避難継続の根拠になることも認めたことになり、今後も同じ判決が続けばいいなと思います。

個人的には、事故前に1mSvだった年間被ばく線量限度が、事故後に20倍に引き上げられた、ということ自体、不安を感じる根拠だと思っています。「20倍も大丈夫なの?『大丈夫』の根拠は何?」と考えます。ましてや、年間1mSvを超える地域は周辺監視区域として、人の居住が禁止されていたのだからなおさらです。そんな都合のいい話があるのか?と、不安感だけではなく、不信感も抱きました。しかし、20mSvに引き上げられたことによる健康被害が具体的にあるわけではないので、原告が裁判所に証拠として提出できるのは、20mSvにすることに合理性がないことを証明するための、チェルノブイリなどの前例や世界的に認められている学者・専門家の意見や、原告みなさんの陳述書ということになるでしょう。

## ■リスク認知の仕組み(因果関係論)

一般人がどのようにリスクを認知していくのか?原告は、経験的システム、という判断方法を用いて主張しました。経験的システムとは「生き物としての人間が長い歴史の中で培ってきた、感情や直感を手掛かりにして、とっさに行う判断の仕方」だそうです。経験的システムでは、命を脅かすものかどうか、という恐怖に加え、未知なるものであればあるほど高いリスクを認知するそうです。

原発事故に例えると、目に見えず匂いもしない放射性物質が大気中に拡散され、その程度も明確ではない環境に自分や家族がいる、という状況は恐怖であり、恐怖を感じれば避難をするのは当たり前だ、ということになります。さらに、こういった、人が持つ本能的なリスク認知に対して、パニックにならないようにしよう、恐怖心を失くそう、という意図をもって「専門家」などが説得しようとすると、かえって逆効果となり警戒心を強め信頼が低下する、という心理がはたらくそうです。

2014年9月2日の第5回口頭弁論期日で、原告が提出した「準備書面(13)福島民報における報道について」では、2011年4月から12月の福島民報の記事から例を挙げ、当時住民がどのような状況にあったかを主張しました。民報の紙面に

※1 学者や専門家→原告・被告ともこれまで多数の学者や専門家の意見や論文などを用いてきました。原告がこれまで参考としているのは、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員だった崎山比早子博士の崎山意見書、国連人権理事会特別報告者アナンド・グローバー氏のグローバー勧告、非営利の国際学術組織 国際放射線防護委員会のICRP勧告、岡山大学大学院環境学研究科教授 津田敏秀教授の津田論文、京都大学法科大学院 潮見佳男教授の論文「福島原発賠償に関する中間指針等を踏まえた損害賠償法理の構築」、日本科学者会議京都支部代表幹事 宗川吉汪氏の甲状腺がんに関する意見ほか。被告がこれまで参考としているのは、原子放射線の影響に関する国連科学委員会 UNSCEAR(アンスケア)の見解、東京大学大学院工学系研究科 岡本孝司教授、山口彰教授の意見書、公益財団法人地震予知総合研究振興会地震防災調査研究部副主席主任研究員 津村健四郎博士の意見書、東北大学大学院理学研究科付属地震・噴火予知研究観測センター長 松澤暢教授の見解ほか。

は、原発事故の終息には程遠い状況を示すもの、東電や国が伝える情報の矛盾や変遷、高濃度汚染水の海への排出など、住民が健康被害への恐怖や不安を感じざるを得ない記事が日々掲載されていました。原告は準備書面（13）の内容を引用しながら、「当時、住民が事故の危険性を高く感じざるを得ない状況にあり、情報から住民のリスク認知は高まり、被ばくへの恐怖や不安を感じるのは合理的なことで、それによる損害に対して被告は賠償責任を負う」と主張しました。それに対して、被告がどんな反論してくるのか、とても気になります。

## ■今後の裁判

**今年の3月**、13日には京都、16日には首都圏、22日には浜通りでの訴訟の判決が出ます。今までの判決では、前橋と福島で国の責任を認める判決が出ていますが、賠償については、損害に対して十分ではなく、北海道訴訟でも、賠償を認めてもらうことへの努力が求められています。現在、北海道訴訟での主位的主張※2は「失った暮らしそのものへの賠償」で、これは、原告全員分陳述書を提出する予定。そして、予備的主張は一律ではなく、世代別、家族構成別、分離期間の有無、と言った類型化した陳述書を提出し、その類型の中に全員が当てはまる、という形で枠組みをつくっているそうです。



**次回は3月13日（火）、次々回は6月12日（火）です。**裁判所は、6月12日で主張のやり取りは終わらせてその次からは尋問に入りたい、と考えているようです。そして、進行協議では、「早く損害論を固めるように」と裁判長に言われたそうです。今の裁判長は、自分が判決を書きたい、という気持ちが強いので、これから判決が出るまでのスケジュールを逆算すると、もう、損害論の主張を終え、尋問の時期に差し掛かっている、ということです。なかなか尋問に入れないと、判決が出るころに今の裁判官が再び転勤で代わってしまう可能性もあります。傍聴していて、私は今の裁判官に判決を書いてほしいと思っています。

**裁判後、**弁護士会館での説明会の終わりに、進行協議に参加した原告の方のお話がとても心に残りました。「今の裁判官は、前回の方とは全く雰囲気違います。今の裁判官3名で判決を書こうとしていて、その覚悟があるからこそ、限られた時間を節約して

裁判を進めたいのだと思います。弁護士さんがそのためにいろいろやってくださっています。まだ、原告が提出する必要な書類や陳述書が全部揃っていない、ということですが、みんな自分のことなので、我々原告がやらなくてはいけないことは、それぞれがやるべきことをやる、という事だと思います。そうしなければ、判決を書いてもらえないのではないかと、という危機感を感じながら、進行協議に参加していました。自分も書類の提出が遅れてしまうこともあります、それぞれ事情もあり、心が折れそうになることもあるけれど、それはみんな一緒だと思うので、みんなでがんばりましょう！」

**この時期、**精神的に辛い思いをされる方も多いと思います。私には、その思いははかりしれません。陳述書や書類を書くにも、思い出される記憶に押しつぶされそうになることもあるのだと思います。そして、そういう思いとともにこの7年があることや訴訟を起こしたことへの共感を広めること、傍聴に行くことが、私のような道民のできる事だと思っています。

**原告の数は、**2013年6月21日の提訴から増え続け、今回の第10次訴訟で81世帯になりました。この日の裁判では、その第10次訴訟の原告の方が意見陳述を述べました。定年退職後、ご夫婦で大熊町に移住。畑仕事を楽しみながら地元の人たちとも親しくなり、夫婦でこれからの人生を過ごしていこうと考えていた矢先の原発事故。陳述の中で「被害者は家族が分断され、人間関係が壊され、心の重く深い傷を受けています。単にお金を支払うということではなく、お金の換えがたい様々な事柄を無理にでも金銭に変えて許してくださいということが『償う』ということだと私は思います」と話されました。まさに、失ったのは何にもかえがたい「暮らしそのもの」であることが伝わりました。

**北海道に避難をしてきた方の**多くが原発事故によるもので、札幌市に避難者登録している方の割合から考えると（正確な数字はわかりませんが）、約6割が福島県からの避難、約2割が宮城県、約2割がそれ以外の東北・関東圏などからの避難と推測できます。この裁判では、避難指示区域も自主的避難も分け隔てなく、「それまでの暮らしそのものを失った」ことに対し、原告一律の賠償額を求めています。福島県以外にも放射性物質が飛散したところがあり、除染は各地で行われ、ホットスポットも存在します。避難により「それまでの暮らしそのものを失った」のは、どこからの避難であろうと同様に言えることです。なので、まずはこの訴訟が道内に避難した方々の支えとなる前例となることが大切だと思っています。傍聴人 金榮 知子

※2 「主位的主張」と「予備的主張」→「主位的主張」とは第一次的請求。訴えの主旨、軸となっている主張。「予備的主張」とは第二次請求とも言い、「主位的主張」が認められなかったときに行う主張。